

地域内でお金を循環させる

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。(以下、略)

コミュニティビジネスの可能性を完全に排除しているが、
数少ない地域の公共施設を「社会教育」だけに限定していいのか？

地域でしごとをつなぐ コミュニティ単位の無料職業案内

- 職業安定法の無料職業紹介事業の要件が厳しすぎる
 - 第33条の2 次の各号に掲げる施設の長は、厚生労働大臣に届け出て、当該各号に定める者(これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。)について、無料の職業紹介事業を行うことができる。
 - 一 学校(小学校及び幼稚園を除く。) 当該学校の学生生徒等
 - 二 専修学校 当該専修学校の生徒又は当該専修学校を卒業した者
 - 三 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項各号に掲げる施設 当該施設を行う職業訓練を受ける者又は当該職業訓練を修了した者
 - 四 職業能力開発総合大学校 当該職業能力開発大学校を行う職業訓練若しくは職業能力開発促進法第27条第1項に規定する指導員訓練を受ける者又は当該職業訓練若しくは当該指導員訓練を修了した者
- コミュニティ単位での無料職業紹介事業を認めていくべき
(北九州のNPOの声)

地域のなかで死んだ空間をつくらない



沖縄県那覇市

近隣のゲストハウスが家庭菜園として「違法的」に利用することもあるが、それを事後的に認めてもよいのでは

道路は「交通」だけでなく「賑わい」にも使えるはず

- 北九州では、「道路」に面した商店街よりも、「非道路」に接した市場の方が賑わっている

道路の使い方をもっと多様にすべき



北九州市小倉北区 旦過市場

既存不適格の建造物を どのように管理するか①



沖縄県那覇市 牧志公設市場周辺

既存不適格の建造物を どのように管理するか②



沖縄県那覇市 牧志公設市場